

(別紙)

高尾義則会長、日野岳充専務理事ほか計4名の連名による、「社員提案に対する反対意見について」と題する文書（以下「本文書」といいます。）が全社員に送付されました。

1. 本文書が全社員に送付されることを、事前に承知していらっしゃいましたでしょうか。

(ご回答) はい

いいえ

2. 本文書の内容を、事前にお読みになっていらっしゃいましたでしょうか。

(ご回答) はい

いいえ

3. 2019年5月24日に開催された第44回理事会報告によれば、同理事会では、「理事会として反対の意思表示をしては等の意見があった」とのことですが、この意見に対し、どのような意見がかわされたのでしょうか。

(具体的な状況をお聞かせください。)

尾形理事から、「このような提案は、連盟として恥ずかしい。是非、理事会として反対する意見を付して、総会に上程しよう。」という発言があったが、この提案は会長及び専務理事個人に関するものであるから、理事会としての反対意見を付すのはおかしいという意見が大勢となり、尾形理事はしきりに決を採ろうと発言したが、決を採ることなく理事の多数の「個人として対応すべき。」ということで決着した。

4. 最終的には、今回の社員提案に対する理事会としての意見は付さないことになったのでしょうか。

(ご回答)

付さないことになった

いいえ

(「いいえ」であれば、具体的な状況をお聞かせください。)

本文書 4 頁に、「JARL 広報大使の任命につきましては、理事会でご報告させていただき理事全員の賛同をいただいております。」とあります。

5. 「広報大使」なる役職を設けるか否か、その人選等については、JARL にとって重要な事項であり、理事会の事前の議論と決議が必要と思われます（法第 90 条 4 項の「重要な使用人の選任及び解任」またはそれに準ずる者に該当し、理事会の決議を経なければならないものとも思われます。）が、JARL 広報大使の任命について、理事会での「事前の」報告・提案はなされたのでしょうか。

(ご回答) はい ☒ いいえ

6. JARL 広報大使の任命について、「理事全員の賛同をいただいております。」とありますが、「全員」の賛同があったことは確認されているのでしょうか。

(ご回答) はい ☒ いいえ

7. また、理事会としての「決議」「承認」はなされたのでしょうか。

(ご回答) はい ☒ いいえ

本文書 5 頁に、「Radio JARL. com のラジオ番組につきましても、開始するにあたり、事前の理事会で計画をご説明させていただき理事全員に賛同をいただき開始しました。」とあります。同番組は、2019 年 1 月から開始されました。

8. 「Radio JARL.com のラジオ番組」の開始について、理事会での「事前の」報告・提案はなされたのでしょうか。ここで、「事前の」とは、理事会で異論が出れば番組を中止できる程度に事前の報告・提案を意味します。

(ご回答) はい ☒ いいえ

(「はい」であれば、具体的な状況・時期をお聞かせください。)

9. 「Radio JARL.com のラジオ番組」の開始について、「理事全員に賛同をいただき」とありますが、「全員」の賛同があったことは確認されているのでしょうか。

(ご回答) はい ☒ いいえ

10. また、理事会としての「決議」「承認」はなされたのでしょうか。

(ご回答) はい ☒ いいえ

本文書 6 頁に、「QSL ビューローに対しては、これら長年の貢献に対して、表彰規程に基づき感謝の意を表明したもので、規定に従い業務執行として行った表彰であります。」とあります。ところで、JARL 表彰規程第 3 条は、「表彰は、理事会が必要と認めたときに行う。」と規定しており、同第 4 条に定める理事、地方本部長及び支部長の推薦に基づき、第 5 条に基づく理事会への付議・審査を経て行われるのが原則としています。

11. QSL ビューローに対する表彰について、理事、地方本部長または支部長の推薦はあったのでしょうか。

(ご回答) はい ☒ いいえ

12. QSL ビューローに対する表彰について、理事会への事前の付議・審査はなされたのでしょうか。

(ご回答) はい ☒ いいえ

なお、JARL 表彰規程第 6 条は、会長は、一定の場合に限り、必要と認めたときは、理事会への事前の付議・審査なしに表彰を行うことができると定めていますが、その場合は、直近の理事会にその旨報告するものとする規定しています。

13. 上記表彰規程第 6 条は、理事会への事前の付議・審査を経る時間がないごく例外的な場合にのみ発動されるべきと考えますが、QSL ビューローに対する

表彰は、そのような事案に当たるとお考えでしょうか。

(ご回答) はい ☒ いいえ

14. QSL ビューローに対する表彰は、直近の理事会に報告されたのでしょうか。

(ご回答) はい ☒ いいえ

本文書 8 頁には、「JARL 組織が実施する事業・予算・決算について、会員皆様のためにはどれが一番ふさわしいのか、また会員皆様のためになるのかを理事会の席上のみならず常日頃から慎重に考え検討し、各方面にご意見を伺いながら実施いたしております。」とあります。

15. 会長及び専務理事は、「JARL 組織が実施する事業・予算・決算について、会員皆様のためにはどれが一番ふさわしいのか、また会員皆様のためになるのかを・・・慎重に考え検討し」ていると思われますか。

(ご回答) はい ☒ いいえ

(「はい」であれば、その具体例をお聞かせください。)

本文書 8 頁には、「また、理事会運営につきましても、理事会は自由に発言できる場であります。理事からの問いかけに、この場では発言したくないと発言を拒否した理事がありましたが、議長として、ご意見や発言を制して一方的に閉会するようなことは一度たりともございません。」

16. 実際に、「理事会は自由に発言できる場」として運用されているのでしょうか。会長が、「議長として、ご意見や発言を制して一方的に閉会するようなことは一度たりともございません。」というのは事実ですか。

(ご回答) 事実である ☒ 事実ではない

（「事実ではない」であれば、その具体的な状況をお聞かせください。）

最近の例を挙げれば、第42回理事会（平成30年11月17～18日）において、吉沼理事が提出した議案書が理事会議案書に入っていない事から、吉沼理事が理事会メーリングリストで指摘し、専務理事から「担当者が失念していた。」と言う理由で協議事項提案をなかったことにしようとした例。

第43回理事会（平成31年2月23日～24日）において、吉沼理事、種村理事、綱島から提出された協議事項提案に対し、議案書には綴じ込まれていたが通常であれば本人達に趣旨説明をさせるべき所、それをさせず、「理事会で取り上げるような事項ではない、ふさわしくない。」という理由で、会長が一方的にその協議事項について回答（回答になっていないものがほとんど。）し、打ち切ろうとした。我々、提案者が発言をしようとする、まさに血相を変えてそれを遮るなど、とても自由な発言の場とは認められなかった例。

その後の理事会においても、会長を支持する理事には優先的に発言を許すが、そうでない理事は手を挙げてでも無視されることが多い。たまりかねた理事が発言すると、勝手に発言するなどと言わんばかりに制止される場面が、度々、見られた。

本文書の1頁には、今回の社員提案について「対外的にも多大な迷惑を及ぼし、これまで構築してきた多くの信頼関係をも壊す極めて乱暴な措置であります。」とあります。

17. 現会長及び専務理事は、アマチュア無線に関する諸団体からどのように評価されているのでしょうか。

（具体的な状況をお聞かせください。）

私の聞いている評価は、あくまで風評・噂話の範疇であり、ここでの発言は控えさせて頂きたい。

本文書の1頁には、「第2号議案の社員提案に対して断固反対いたします。」とあります。

18. 理事におかれまして、今回の社員提案に対し反対されますか。賛成されますか。それとも社員総会の判断に委ねられますか。

(ご回答) 反対する

賛成する

社員総会の判断に委ねる。

19. その他、今回の社員総会にあたり、社員及びJARL 会員にお伝えになりたいことがあれば、ご記載下さい。

(ご回答)

私は、齢71歳になりますが、今までの人生において、この会長以下4名の連名で出された「社員提案に対する反対意見について」という文書ほど、嘘・詭弁そして欺瞞に満ちた文書を見たことはありません。

自らの保身のため、あることをないといい、ないことをあるという、誠にもって醜悪な文書であると言わざるを得ません。

そこには、大和男子としての矜持、潔さのかけらもなく、ただただ現在の自分の立場を守ろうとする悪あがきにしか見えません。

会長・専務理事に言いたい。

年に1～2回、ハムの集いなどで出会う地方の善良な支部長、社員、会員の皆さんに偽りの姿を信じさせることはできても、何十回となく会議や委員会で相まみえた我々理事をだますことは出来ないし、何よりも自分をだますことなど出来はしないではありませんか。

数々のスポーツ団体の騒動で見られた会長と名のつく人々の見苦しい姿をあなた方も見てきたでしょう。

あの姿を今の自分に置き換えてみて下さい。

もっと自分を大切に、もっと自分に正直になられたらいかがでしょうか？

この文書に名を連ねた副会長お二人に言いたい。

あなた方は、この文書の内容を心底信じて自分の名前を連ねたのでしょうか。我々と幾度も同じ場所にて、同じ状況を見てきたあなた方が、本当にこの文書の中身を是認して、この文書の発簡を許したのであれば、失礼ながら、あなた方の副会長という職務に関する見識を疑わざるを得ません。

副会長は、会長を補佐する立場ではあるけれども、会長が誤ったことをしようとしたら、それを正しい方向に持って行くのも副会長の役割ではないでしょうか。

なぜ、その勇気を持てなかったのか、残念でなりません。

最後に、全国の会員の皆様にお伝えしたいと思います。

今、日本アマチュア無線連盟には、創立90周年以上の歴史の中で初めて
と言っている事態が起こっています。

現執行部の連盟運営を正そうという大きなうねりです。

地方にお住まいの方々には、こうした状況は身近には感じられないかも知れません。ですが、これは事実です。

普通、誰も相手方に嫌われてまで、こうした行動をとろうとはしません。

それでも、多くの社員さんが声を上げられたのは、今のJARLが切羽詰まった状況であるという危機的認識によるものです。

私は良識派理事（と呼称しております。）の一人として、今回、声を上げられた社員の皆様の志に同意し、皆様の生涯の趣味であるアマチュア無線の利益を守る有力な団体であるJARLを守り、維持・発展させていくため、奮励努力しております。

JARLは、一部の人のものではなくすべての会員、皆様のものです。

どうか、我々にお力を与えて下さい。

必ずや、同志の皆さんと力を合わせて財政を立て直し、情報を開示し、血の通った、開かれたJARLに生まれ変わらせます。

今回、社員提案に参加された、社員の皆さんの心中ご賢察の上、多大なる御支援を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

理事・中国地方本部長 JA4DLF 綱島 俊昭

以上、ご回答ありがとうございました。

第42回 理事会 議案書 JA1NVF 吉沼 勝美

1、 理事選挙の手法見直しについて

現在の理事選挙では会員に選挙用紙のみ郵送され、一般会員はJARL指定の選挙公報を見ることが出来ず、Webを見るようになっていきます、インターネット環境を持たない会員などは理事候補が訴えている公報内容を見ることが容易でなく、欲しい場合は返信切手を貼ったSASEで要求するなどとなっており、不親切で不合理な方法になっていて評判も悪い。せめて選挙用紙と同封で各理事の選挙公報を入れてはどうか。

また、社員についても同様に、各地区に準じた選挙公報を同封すべきと考えます。

審議願いたい。

2、 理事会報告内容について、

理事会報告を見ると、重要で結論が必要な項目でも言い訳ばかりで結論が無い、また持ち越し内容も後での報告もない。

報告内容を見ると、明らかに知識や技術力がなく、まとまりがない。また、知識や経験が無いために協議したにも関わらず、

記載から外して有ったりする。たとえば、1アマ免許や1kwの局免許の内容の審議をしている理事が2アマ以下で1kwの免許も有せず、経験や苦勞を知らず審議するなど、審議する能力を検討する必要が有るのではないか。また、報告書の作成を総務に任せている場合も、同様にその有用性や理解能力からか内容がおかしい場合が有り、議事録の最終責任者は会長なので、わからない場合など知識ある方や理事に相談するなどしてまともな議事録を作成する必要が有る。

審議願いたい。

3、 海外派遣者の報告について、

ARDF、ARRLや、IARU会議、その他に理事会で決定された海外派遣者には、JARL経費で派遣されるわけであり、会議出席の場合を含め、出張報告など、きちっと提出させるべきだと考えます。また、これ等の報告書をせめて理事だけでも見られる様にすべきです。

今後の派遣者選定にも役立つものと考えます。

審議願いたい。

4、 会長経費の説明要求

J A R L 会長は、理事の中から選ばれたものでも、特別な権限を持っている様ですが、実際、どのような経費が使われているのか、知りたい。

具体的に； 各地方での講演料及び会長代理での講演料、出張経費の範囲、会長依頼での依頼者へ出張経費の範囲、通信費の範囲（ハガキなどの物納も含む）、など会長経費として特別に支払われるものも明確な範囲および権限の範囲。

説明要求

5、 J A R L の今後のビジョン

会員が大幅に減少した現在、今後の資金計画や、会員サポートなどをどの様にするのか、大改革のビジョンを作って進めないと、このままでは、赤字財政が続き、最終的な局面が近づいている様に感じるのは、J A R L 会員も同じでしょう。

例えば、2 x 2 コールサインの取得などでも日本のコールサインのすべての 2 x 2 コールサインを見ると 1 9 6 0 4 0 もあります。J A 1 ~ 0 の 2 x 2 は、永久保全にしても 1 9 万ちかいコールサインが使われていません。これを日本式バニティー

コールサインにし有効利用すれば大きな資金源にもなります。

また、2 x 2 のコールサインはコンテストにも有利で魅力あるものです（他にも 2 x 1 コールサインも、日本には、7 5 4 0 も有ります）。

またARRLの様にもっとボランティアHAMを活用する運営にしてはどうでしょうか。L o TWやOQRSの発達した現在、ビューロー経由のQSLカードは少なくなっています。ボランティアHAMや地域本部への補助を増やし、地方本部を活用する配布方法も考えてはどうでしょうか？

JARLの将来のビジョンを具体的に審議すべきと考えます。審議をお願いします。

第43回 JARL 理事会議案書

議題 1、 理事選挙についての全般的な見直しと改善再提案

前理事会において提案しましたが、納得いかない報告内容だったので再提案します。選挙用紙と選挙公報の同封について、82円で25g通常のA4用紙が、5枚入ります、選挙公報も十分同封できる範囲です。もしA4で5枚の範囲で不十分でも、封書92円の場合は50g アメリカの\$札が40枚入るほどのです。用紙でさえキャノンのリースコピー機では1枚1円です。選挙公報を見ことのできない人もいる状況で選挙用紙のみ郵送されることは、一般的常識範囲から言っても、外れており500万円の経費損失は、過大解釈と判断されますし、理事選挙に不可解な点が無い様に改定すべき点と考えます。

また、ここ数回の選挙公報を見てください。

2018年

https://www.jarl.org/Japanese/2_Joho/2-3_Kokuchi/2018/riji_zenkoku.pdf

2016年

https://www.jarl.org/Japanese/2_Joho/2-3_Kokuchi/2016/riji_zenkoku.pdf

2014年

https://www.jarl.org/Japanese/2_Joho/2-3_Kokuchi/2014/riji_zenkoku.pdf

JG1KTC 高尾氏が必ず全国理事候補として最初に出ています、どの様な方法を取ればこの様に選挙広報の最初に連続で載せられるのか、不自然でなりません。この様なことが出来ることは、JARLの選挙方法に問題が有り、会員からも疑いの目が向けられています。選挙で使われている葉書の疑似内容や資金の出所にも規制を加えるべきだと思います。その他も色々有りますが、選挙方法について、おかしいところが無くなる様に全理事で真剣に見直してはどうでしょうか。理事選挙の選挙について、諸問題を抽出し審議し全般的に改善できるところは、改善すべきと提案いたします。

議題 2、理事のスキルアップなど勉強会の提案

現状のJARL理事の知識や能力をアップしないと会員の訴える問題や、解決方法が理解できず、審議が進まず、判断に誤りが生じます。

まず、JARLの将来のビジョンの1つに、日本版パニティーの提案をしましたが、前理事会の報告を見ると、会議の事実とは違い、検討するでもなく、不可能と説明され、拒否した報告となっていますが、はたして審議の中で、その様な結論になっていたのでしょうか。

パニティーの事がわかってないから、こんな報告になるのだと推測できます。

現に日本式のバンティアーはすでにやっています、それはクラブ局の記念局が、それで、2 x 1、2 x 2 も 2 x 3 も 2 x 4 でも、ほぼ自由に認められています。2 x 2 だけが、バンティアーではないのです、JARL の記念局以外でも私が副会長をやっていた、YRP クラブ局など 8 N 1 1 0 YRP など直接総務省に申請して免許が取れています（JARL 経由の申請でなく）。これを個人の記念局に広げられるようにする事は、一番可能性のある日本版バンティアーとなりうるのでは、ないでしょうか？ これは、あくまでも JARL の将来へのビジョンの一つにすぎません、この様な、バンティアーやスプリアスの問題、CIPRIS、EM、周波数取得、周波数共有など、知らぬ間に日本のアマチュア無線界の環境が奪われ、悪化している事に気づけるように理事の知識のアップを図るために勉強会をしては、どうでしょうか。

過去の理事会において、理事の知識が低かったために、多くのものを失い、説得できず、奪われ、法律化されてしまっています。

例えば、VHF UHF 帯での例として； 2.4GHz 430MHz 同じ周波数が Wi-Fi などに使用されています。

1. 2GHz、2.4GHz の使用状況；

<https://internet.watch.impress.co.jp/static/column/yougo/2005/01/13/wp2.htm>

何度も説明しますが、不要波受信障害；海外では実施されている、不要波受信障害などや、CIPRIS を含め日本では実施されておらず、免許を持った電波を出す側だけが取り締まり対象です。免許もなく不要波をガンガン出しても対象にならないソーラーパネルのインバーターノイズなど日本のアマチュア無線の方々がどうしようもないノイズに悩まされている状況なのはこれを取り締る行動や法律が有っても遂行せず、実施されてないからです。これら以外にも JARL の理事として会員を守るためには理事がこの様なことを理解できる知識や技術レベルにあることがどうしても必要です。

是非、理事として、ある程度の知識を身に付ける勉強会を提案いたします。

議題 3、経費の問題

前回の会長経費でも、総務から出張の旅費、宿泊費など実費で払っているとの総務の説明でしたが、実費とは、通常感覚では、領収書精算となります。

もし領収書でなく定額運賃で支払いを実費と言っているとすると、使う本人が低額のチケットなどを利用した場合、差額が生じ、本人の副収入となります、累計が、ある程度以上の金額になれば、確定申告の対象となります。JARL としては、支払い側なので問題ないとは思いますが、利を得た本人がある程度以上の金額となれば、その差額を含めて、確定申告が必要になります。

これは、税務局の見解も確認しています。

もし差額が多く出て確定申告せずにいて、脱税とみられれば、また知りながら見過ごしていれば理事全員の責任となりうる為、明快に説明にする必要が有ります。実費とは、領収書なのか回答いただき、もし定額支払いなら、実際の領収書との差額が出ますので、それは確定申告しているのかも含めて、説明をお願いします。また、海外出張など規定では、日当を払う事になっています。言うことは、理事などの場合いでも雇用契約が成立している事につながるのではないかと思います、含めて説明をいただき審議願いたい。

議題 4、公共の場での会長、副会長の発言の内容での個人攻撃的発言の禁止について；
総会においては、個人攻撃などの発言は禁止しているのに、1月20日（日）の神奈川県支部の新宴会において、高尾会長が明らかに個人攻撃と取れる批判発言が有りました。その発言の内容も、去年の年始の会長代理としての人物の発言の事実と異なることを、証拠がテープにとってあるとかで招待出席している場合の新年のあいさつにふさわしくない強烈な個人攻撃発言が行われました。昨年、私も出席していて、この会長代理の発言を聞いていますが、会長のメモを読んだだけで、批判する様な発言は有りませんでした。要するに事実では有りません。推薦理事の依頼についても、呼びつけ依頼し、理事に立候補しない様に依頼したのに、すり替えたことを理事会直前まで、本人に言わず、だまし討ちの様な行為をしたこともあって、悪者に仕上げたいのでしょうか、会長のあの発言を神奈川県支部の会員や役員は、違和感を持ち会長の真意を疑いました。

このような事が無い様に、総会でも個人攻撃禁止を指示しているのですから、会長として責任あるものは、公共の責任ある場での個人攻撃は、理事全体の品位にも関係するので、禁止すべきと思います。理事会の判断をお願いします。

「第43回理事会協議事項」

- 1 提出日 : 平成31年2月1日(金)
- 2 提出者 : 理事・中国地方本部長 JA4DLF 綱島 俊昭
- 3 議題1 : 3.5MHz帯に於けるローカルルール主張者に関する対応について

(1) 3.5MHz帯を運用する一部の人の主張するローカルルールの是非について

昨年11月29日、会長から発せられたメールについて、12月3日私から理事等MLにて公開したとおり、3.5MHz帯において一部局長が主張するローカルルールが、まるで電波法やアマチュアバンドプランに優越するかのような風潮がまかり通っていることに、多くのアマチュア無線家が違和感或いは憤りを抱いていることは御承知のことと思います。

しかるに、会長のメールを見るとこのローカルルール主張者に対して、理解を示すような記述があり、到底納得できるものではありません。

つきましては、このローカルルールなるものを主張する人達に対して、これについてのJARLとしての考え方とこれら主張に対していかに対応するかを協議して頂きたいと存じます。

(2) 苦情メール発信者に対する回答について

上記協議の結果をふまえ、このメール発信者に対して、どのように回答するか示して頂きたいと思います。

(3) 会長からの再発防止策を命じる命令(指示?)の撤回について

、4エリア本部長に対する命令(指示?)の撤回を文書により、いただきたいと思います。

(4) この種事案に対する命令・指示について

今回は、会長自ら4エリアに対して、事情聴取も状況把握もないまま、一方的にこのような苦情メールが来たので、再発防止策を策定して提出せよということでしたがこのような場合、まず、事務局担当者から本部長等に連絡をして、状況を把握し、当該エリアだけの問題であれば、そのエリアに指示すればいいと思いますが、この種事案は他エリアにも起こり得ることであり、全本部長を対象に意見を聴取するのが妥当だと思います。

この点、会長は如何お考えでしょうか。御意見を賜りたいと存じます。

4 議題2 : 内部統制違反に対する考え方について

(1) ガイドラインについて

過去2回にわたり標記に関する議案が提起されましたが、法規または規則等についての説明に終始し、明確なガイドライン的なものは示されていません。また、誰がどのように違反であると判断するのか、まったくわかりません。我々理事は、理事会において、連盟の正常な運営のため役立つと思うことについて発言をし、それを会員に報告する義務を有していると理解していますが、それを内部統制違反と言われれば理事としての存在意義はありません。

是非、明確な目安となるようなガイドラインを示してもらいたいと思います。(例：事実について発言・発信することは、内部統制違反に該当しないものとする。)

(2) 内部統制違反認定の手続きについて

内部統制違反とおぼしき事案が発生した場合、その認定手続きについてはどのようにするのか、明確に規定していただきたいと思います。(例：監事の調査を経た上で理事会で審議し、理事の多数決で認定する。)

(3) 過去、当連盟では、会長の独断により、但し書き本部長を解任するという事案がありました。これは、当該本部長が、本部長の部下である監査長に調整なく総通局と監査指導業務の協同について調整したという非常に理不尽な理由で、起こったことであります。

このような、会長の独断で、事実関係の調査も行わず、本人に弁明の機会も与えないような暴挙がまかり通るような非民主的な組織であってはなりません。

是非、再度このような暴挙による犠牲者が出ないように、この種事案の認定には明確なガイドラインの明示と手続きを規則化していただきたく、また、この種適用による争い(訴訟等)を避けるために、規則完成まで内部統制違反を適用しないよう強く要望致します。

5 議題3 : 議事録および協議事項記録の記載基準について

(1) 11月に実施された第42回理事会の協議事項記録について、吉沼理事提出の5項目の内、2項目のみの記載としたのは如何なる理由か、明確な回答を頂きたいと思います。

(2) このような、そのときそのときの執行部(一般理事を除く。)の一存により、記載の基準を変化させることは、組織全体の信頼度を損なうとともに、会員の組織に対する不信感を醸成し、ひいては会員の減少につながることを深く認識し、組織運営の可視化を進め、開かれた連盟への改革を推進するよう強く求めます。

6 議題4 : 管理職職員の採用及び任命について

- (1) 理事会規定第5条（審議事項）第1項（別表）に定める人事に関する事項について、会員課内山担当課長の定年退職に伴う後任人事がすでに決定していると聞いていますが、管理職職員の人事については、理事会の審議事項であるにもかかわらず、執行部の一部のメンバーにより決定したのは如何なる理由か、明確な説明をお願いいたします。
- (2) 過去にも、この種事案の発生が認められ、同様の手続きがとられていることは、組織運営上、規則を無視した重大な問題であることを認識し、理事会としての機能を損なうことのないよう強く求めます。

2019 年 2 月 8 日

第 43 回理事会協議事項

提出者：種村 一郎 (JG2GFX)

議題 1：オリンピック・パラリンピック記念局等について

東京オリンピック競技大会は 2020 年 7 月 24 に開会式を、同パラリンピックは 8 月 25 日に開会式を迎えます。大会開催迄 500 日余りと迫り、記念局や総務省告示などの諸案件の対応期限が既にタイムリミットがとなりつつあります。既に JARL 東京オリンピック記念局実行委員会が組織され、活発に活動されていると考えます。更に会長は「アマチュア無線界の活性化に係る中長期的な事業活動の一つとしては、来るべき 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、日本国内における海外アマチュア無線資格者のアマチュア局運用の条件緩和や、特別記念局の開設運用に係るコールサインの付与、資格や操作範囲の緩和などを関連機関と共に働きかけてまいります。(JARL Web 平成 29 年 1 月)」と挨拶されています。

これらを踏まえて、

1. オリンピック特別記念局開設について現状と今後のスケジュールと見通しをお聞かせください。
2. 希望する識別信号案についてお聞かせください。
3. 特別記念局の局舎等を会場内または会場外に設置し、会員や外国からの有資格者が運用できるよう要望します。
4. 運用形態、例えば、8M2000 とか W1AW のように特別プリフィックス局の全エリア設置を要望します。更に、8 都道府県に大会会場がありますが、会場ごとの識別信号特別記念局の設置または常置場所運用を要望します。
5. ロゴマークの一般局 QSL への無料使用許可を大会組織委員会に要望してください。
6. 8J2AI や 8N23WSJ のような相互運用協定国以外の有資格者運用可の告知についての進捗状況をお聞かせください。

関連で、CEPT T/R61-01、海外短期訪問者の社団局の扱いを個人局並み化などを併せて要望してください。

7. 会長の仰る、「資格や捜査範囲の緩和」の内容と進捗状況をお聞かせください。
8. 一般局の特別プリフィックスの割り当てを要望します。ex. 8J10etc.

議題 2：理事、理事会の在り方について

理事の職務は、「定款 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する」とあり、理事は会社等の役員に、理事会は役員会等に相当すると考えられます。昨今の状況に鑑みて、計画目標が決定されずに場当たりのと思われる事象が散見され、理事にその決定すら報告されない。

多くの会員からの質問に回答するためにも、

1. JARL 広報大使について

総論的には賛成であるが、ターゲットや選定基準が定かでないと考えます
 契約内容、費用対効果など含め、大使決定に至った経緯と活動基準をご説明願います。

2. 丹波篠山市の市番号について

メールマガジン（2月5日）によると、12月5日の官報に基づき篠山市が消滅し
 丹波篠山市となり市番号が追加されました。

「都市、群及び区番号の指定基準について」の3.「都市、群及び区の名称が変更
 され、かつ、境界の変更がある場合は、番号はそのままとする」とあり、本来市番号
 の変更該当しないが、前日の2月4日に何故か指定基準が変更され、「都市、群及び
 区の名称が変更された場日は新番号を指定する。」とある。

この変更に至った理由と根拠をご説明願います。

3. IARU HF Championship Contest におけるログについて。

連盟本部局 8N7HQ（青森市）が 7MHz、CW で開設、運用されましたが、
 ログを紛失したそうです。その事実と顛末をお聞かせ下さい。

ログが失われたのは、メモリー（ログ）
 に残ってはいない。

以上